

平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原 告 石 丸 ハツミ、外38.3名

被 告 国

### 準備書面(5)

2016年4月18日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦



弁護士 武 村 二 三 夫



弁護士 大 橋 さ ゆ り



復代理人

弁護士 谷 次 郎



本準備書面は、被告の第7準備書面に必要な範囲で反論するものである。

## 第1 被告第7準備書面、第1に対する反論

1 被告は、ICRP勧告（年間実効線量限度を1ミリシーベルトとする）に関する原告らの主張が失当であるという。

(1) 被告は、ICRP勧告に基づく年間の実効線量限度1ミリシーベルトは「計画被ばく状況」すなわち平常時にのみ適用されるとし、緊急時被ばく状況における「介入」(被ばくを低減させる人間活動をいい、立入制限、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の投与等がこれに当たるという)の場合には適用されないとする。

(2) たしかに、福島第一原発事故の後、日本政府は年間20ミリシーベルトの基準で計画的避難地域を設定し避難指示を行い、また特定避難勧奨地点を設定し避難支援と生活上の注意喚起を行っている。

しかし、「介入」とは公衆を高線量の地域に居住させないために、平常時の計画被ばく状況年間1ミリシーベルト以下の地域に避難させるための措置である。そして、緊急時被ばくとは、避難するために屋外を移動する際に高線量を浴びる場合であって、限定されたものでなければならない。

この見地から、ICRP勧告の数値に依拠して原告適格を主張してしかるべきであると思料する。

2 被告は、さらにICRP勧告が被ばく線量のしきい値を否定してはいないという。

(1) 被告の主張は、ICRP勧告は①「確定的影响」についてはしきい値の存在を前提としており、②「確率的影响」についてはLNTモデル（直線しきい値は存在しないと仮定したモデル）を提示しているものの、これは生物学的真実

だからではなく、科学的な不確かさを補う観点から被ばくによる不必要なリスクを避けることを目的として公衆衛生上の安全サイドに立った判断をしているからである等としている。

(2) しかし、ICRPの2007年勧告では「認められている例外はあるが、放射線防護の目的には、基礎的な細胞過程に関する証拠の重みは、線量反応データと合わせて、約100mSvを下回る低線量域では、がん又は遺伝性影響の発生率が関係する臓器及び組織の等価線量の増加に正比例して増加するであろうと仮定するのが科学的にもっともらしい、という見解を支持すると委員会は判断している。」(乙15、17頁(64))とされ、確率的影響においてもしきい値が存在しないとの見解を肯定しており、被告による同勧告の読み取りはまさに内容を曲解するものである。

4 被告は、仮に直線しきい値なし仮説(LNTモデル)に従って低線量被ばくのリスクを比較したとしても、年間20ミリシーベルトの被ばくをすると仮定した場合の健康リスクは、喫煙や肥満、野菜不足や受動喫煙よりも低い旨主張している。

この比較論が原告らの被るおそれのある被ばく被害の評価として不適当であることは、言うまでもない。被告の見識を疑うものである。原告らが自己責任で喫煙し、肥満になり、野菜を摂らず、喫煙家の近くで煙を吸うことと、原子炉施設の設備の瑕疵により生じる被ばくとを、同等に比較できるはずがない。

5 被告は、原告らが引用した津田敏秀・岡山大学教授の「医学的根拠はない」「俗説」とした言説を、「国際的合意」の存在をもって否定しようとしている。

しかし、被告が引用した「国際的合意」すなわちICRP勧告の「100ミリシーベルト以下の被ばく線量では放射線による発がんリスクは他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、同リスクの増加について明

らかな証明は困難」とする部分（乙17-3、4頁）は、実は、短時間に被ばくした場合の評価についてである。

その記述のすぐ下に、「一方、被ばくしてから発がんまでには長期間を要する。したがって、100ミリシーベルト以下の被ばくであっても、微量で持続的な被ばくがある場合、より長期間が経過した状況で発がんリスクが明らかになる可能性があるとの意見もあった。」と付言があることも、「国際的合意」の内容である。

低線量でがんの発生率が有意に上昇するとの疫学的報告が「存在しない」ではなく、「実際は、英文で書かれている数多くの医学的論文において、「100ミリシーベルト以下の被ばく量では、がんの増加は確認されて」いるのである。」（甲37・0865頁）と津田教授は指摘しているのであり、それら論文の存在を被告のいう「国際的合意」でも考慮しているのである。「医学的根拠はない」「俗説」との評価は相当である。

それにもかかわらず被告が「国際的合意」をあえて不正確に読み取り、低線量被ばくの被害を過小評価しようとする姿勢は、住民の生命、身体等の安全を守る立場であるはずの行政機関として許されざるものである。

6 その上で、被告は、原告が準備書面（3）、第1において求釈明した、どの原告について原告適格が認められ、どの原告については否定されると考えているのか、という点について、被告の姿勢を明確にするためにさらに釈明を強く求める。

## 第2 被告第7準備書面、第2に対する反論

- 1 被告は、本件シミュレーションを参照して原告適格について数量的に主張している原告らの主張が「暴論」であると論難する。
- 2 しかし、本件訴訟は予防的な義務付け訴訟であり、原告適格の前提となる事故時の被ばく状況については予想に基づくものにならざるを得ない。そして、その

予想のための資料として、本件シミュレーションを参酌することは何ら不当ではなく、被告が原告らの主張を論難するのは正当ではない。

### 第3 被告第7準備書面、第3に対する反論

- 1 被告は、本件資料が「相当想定をしにくい」最悪の事態をあえて想定したものであるなどと主張し、原告適格の参考にならない旨主張する。
- 2 しかし、被告のこの主張は、福島第一原発事故を経験してもなお、「安全神話」にしがみつき、原発再稼働に邁進する被告（すなわち政府）の姿勢を反映するものに他ならず、規制当局としては前記第1と同様、およそ許されない姿勢であると批判されるべきものである。

以上